



平成 21 年 2 月 23 日

各 位

会 社 名 エ リ ア リ ン ク 株 式 会 社
代 表 者 名 代表取締役社長 林 尚道
(コード番号 8914 東証マザーズ)
問 合 せ 先 取 締 役 佐 久 間 光 彦
TEL 03-5577-9222

継続企業の前提に関する事項の注記についてのお知らせ

当社グループは、平成 21 年 2 月 23 日開催の取締役会におきまして、平成 20 年 12 月期（平成 20 年 1 月 1 日～平成 20 年 12 月 31 日）の決算短信および有価証券報告書における継続企業の前提に関する事項につきまして、下記のとおり注記することを決議いたしましたのでお知らせします。

記

1. 平成 20 年 12 月期 連結財務諸表

当社グループは、当連結会計年度における不動産市況の急激な悪化に伴い、全面的に事業計画の見直しを行い、たな卸資産の評価損 3,150 百万円等の計上により連結貸借対照表における純資産の部の合計金額が 6,695 百万円、販売用不動産の早期売却による売却損 853 百万円等の計上により連結損益計算書において経常損失 709 百万円を計上しております。

2. 平成 20 年 12 月期 個別財務諸表

当社は、当会計年度における不動産市況の急激な悪化に伴い、全面的に事業計画の見直しを行い、たな卸資産の評価損 3,150 百万円等の計上により貸借対照表における純資産の部の合計金額が 6,733 百万円、販売用不動産の早期売却による売却損 853 百万円等の計上により損益計算書において経常損失 516 百万円を計上しております。

上記により、金融機関とのコミットメントライン契約および金銭消費貸借契約の財務制限条項に抵触することになりました（平成 20 年 12 月 31 日現在の借入実行残高 4,298 百万円）。これにより、期限の利益喪失に係る請求を受ける可能性があり、今後の資金繰りへの影響が懸念されることから、当社グループおよび当社においても同様の理由により継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。

これに対し当社グループは、当該疑義を解消するため、従前より関係金融機関に対し当該条項の適用免除について協議を行った結果、関係金融機関より、平成 20 年 12 月期決算に対する期限の利益喪失の猶予の承諾を書面で受領しております。

なお、当社グループは昨年より、不動産市況の影響を受けにくい「ストック型」の事業である

不動産運用サービス事業に基軸を移してまいりました。特に事業の要であるストレージ事業につきましては、機動的な意思決定を可能にするための抜本的な組織改革、地価の下落に伴い賃料支払いの減額交渉およびマーケティング等の強化に努め、安定的な収益基盤を確立しております。また、本部機能の移転、顧問契約の見直し、役員報酬の減額等、全社的には徹底したコストカットを行い、対外的には金融機関と良好な関係を保ちつつ借入金の返済スケジュールの見直しを行い、財務体質の強化へ向けた改善は順調に推移しております。よって、従来通りの事業継続に懸念はないものと判断しております。

以上のような状況から連結及び個別の財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を連結及び個別の財務諸表には反映しておりません。

以上